

研究ノート

平家家人考証四題

佐々木 紀 一

平家の家人の経歴は、事典・研究書の中で、既に考察が成されるが、その諸書に漏れる史料から、些か事績を補なふものである。

一、平重康

国宝厳島納経は平家が繁栄を期し、「門人家僕都廬三十二人、各」〔清盛願文〕①分担任して写経奉納したとあるが、署名があるのは家人の三人で、その成立に疑問がなされる②。その署名は、

左衛門少尉平盛国（分別功德品）

左衛門少尉平盛信（薬王品）

と、

長寛二年六月二日

右兵衛尉平朝臣重康（厳王品）

で、前二者は古記録、また軍記物語より平家の郎等である事が分かるが、重康については平家一門には見えず、官職からも「家僕」であつた事に成る。先の『平家納経図録』は重康について、『兵範記』仁安三年五月十三日条の除目叙位に、

豊前守平重康（中略）叙位 従五位下平重康③

と見える人物に充てるが、小松茂美氏は『後白河院北面歴名』（以下、『歴名』）の「左衛門尉」に挙げられる「平重康」の存在を指摘した。同人が『歴

名』では六位相当の左衛門尉に挙げられ、その旨注記が無い事を理由として、納経の重康を『兵範記』の五位の豊前守重康に充てる事には無理があるととして、『歴名』の左衛門尉重康を、納経の重康の後身とした④。

その後同氏は、納経の重康が昇進し、豊前守重康となり、

「後白河院北面歴名」（一卷・鎌倉初期写・個人蔵）の中に「左衛門尉

平重康」の名が見えるところから、後年、立身の上、左衛門尉に転じ後白河法皇の院御所北面武士として法皇近臣の一人であつたことが明らかである。⑤

として、『兵範記』の豊前守重康が、後に左衛門尉に転じたとする。

しかし豊前守より左衛門尉に降任する事は無い。端的に陽明文庫蔵『除目旧例』「侍雖無成功任受領例」（紙焼写真）に、

平重康 同家人

同三年五月十三日任豊前守 元右衛門尉

とあり、「同家人」は前項から「六波羅入道太政大臣家人」の意であるから、納経の重康と同一人として良いだらう。官途は右兵衛尉、右衛門尉、豊前守と解する事が出来る。左右は屢々紛れるとしても、これを『歴名』の左衛門尉重康と同一人とすると、極官の豊前守の記載が無い事も不審である。『歴名』の成立時期は暫く措くとして、『歴名』の重康は、豊前守重康と異なる後の世代の人であると考へられる。

目下、豊前守重康の他の経歴・係累も不明だが⑥、早い時期に受領と

なる事からすると、平家内で有力な家人であつた事になる。

二、平内兵衛尉清家

『平家』では、一の谷合戦の前哨戦とされる三草山の平家軍の将として、三草山ノ西ノ山口^ヲ大將軍ハ新三位中将資盛・同少将有盛・備中守師盛、侍^ニ平内兵衛□^ヲ清家・江見太郎清平（延慶本五本）源氏三草山并一谷追落事^{（？）}

と、侍大将として見え、敗北後、一の谷の平家軍に合流したとある同人は、以降の動静は不明であるが、呼称からすると、平姓で、内舎人、兵衛尉を官途としてゐる事になる。高橋秀樹氏が指摘するが⁽⁸⁾、『吉記』養和元年九月十日条に、

去六日以兵衛尉清家為大將軍、指遣官軍於加賀境、令合戦之間

と、越前の反徒討伐記事に見える人物である。官途は『壬生文書』「東寺損色検注帳」（治承三年六月）⁽⁹⁾に、

北面築垣二町

七本 造築之

残三十三本 已無其動之

件築垣平清家雖申請兵衛功、令修築七本、雖未遂其功、即拜任了とあり、治承三年六月以前に、成功で兵衛尉に補せられた事が分かる。或はそれは、『大間成文抄』八「功」注功例⁽¹⁰⁾の、

安元々秋 左兵衛少尉師澄 無成文

同清家 無成文

とある事からすると、安元元年（一一七五）の補任か。更に古筆学研究所編『過眼墨宝撰集 四』に、古筆極として「平清邦書状」とある、「□法之記」紙背文書に、

御菓子如員給□

凡面目かきりなき

事候不可申尽

者也 恐々謹言

正月十六日左兵衛尉平清□

衆徒御中

の「左兵衛尉平清□」にも、一応、留意すべきであらう。

三、津入道盛信

先の平家納経の署名者盛信の伝記については、角田文衛氏の考証があり⁽¹¹⁾、『古事談』四「平治合戦義朝称信親共侍事」に平治の乱の際、藤原信親を護送した平家郎党の四人の一人の、

津入道

平次郎馬允盛信⁽¹²⁾

とある人物で、脇書は後補の可能性があるが⁽¹³⁾、傍線の「津」は撰津守の称で、仁安元年（一一六六）十月に撰津守在任が確認出来⁽¹⁴⁾、『平家』に撰津判官盛澄とある人物がその子であると考証する。盛信の官途を辿れば、右馬允補任は、『本朝世紀』久安四年正月二十八日条の、

（右馬少允）平盛宣（暲子内親王去年給剩闕）（新訂増補国史大系）

に確認出来、次いで左衛門尉、撰津守の官途が確認出来るが、その補任時期は、先の『除目旧例』「侍募成功任受領例」に、

平盛信 六波羅入道太政大臣家人

永万元年三月廿八日撰津守（元左衛門尉、成功）

とあり、永万元年（一一六五）であつた事が分かる。

その後は書陵部蔵柳原本『山丞記』・『吉記』・『参軍要略抄』下⁽¹⁵⁾の安元二年（一一七六）四月二十七日条に、後白河院叡山御幸に随従した上童

官の徴証とはならない惧れがある。然るに清盛郎等の前掲の盛国は『大間成文抄』七「所々奏」「伊勢豊受大神宮遷宮事所奏文」(久寿元年十二月)に、兵衛尉補任を願ふが、そこに、

就中如平宗清者、内宮遷宮之時、進納六千疋、拜任最前之欠とあるから、久寿元年十二月以前に、宗清が成功で兵衛尉に任じられた事が分かる。

『平家』で「弥平兵衛」が依然、通用するのは、

同二月九日、義朝か三男前右兵衛佐頼朝、尾張守頼盛か郎等弥平兵衛〔尉〕宗清かために生捕れて六波羅へ参る(九条本卷中)⁽²⁷⁾

や、

抑流人申兵衛佐殿、御年十三、永暦元年正月、平家侍弥平兵衛宗清、

東海道内野上与垂氷間、被下ッ、生執(妙本寺本『曾我物語』卷二)⁽²⁸⁾

また、下つては、

弥平兵衛宗清ハ、みの、国たるゐをたまハリ、居益川原をとほととて、

頼朝に参合(舞の本『伊吹』)⁽²⁹⁾

とある様に、頼朝捕縛時の通称が有名であつたものか。『四部合戦状本平家物語全釈 卷十』「頼盛関東下向」⁽³⁰⁾に、「兵衛尉」が『平家』の古態であつたとするが、その逆の可能性も考慮されよう。猶、『尊卑』の鷲尾維綱女子に「柘植弥平二郎左衛門尉宗清妾」とあるが(「坂東諸流綱要」には「弥平左門尉宗清妾」、名字、仮名は、且下未詳とすべきであらう。

注

- (1) 奈良帝室博物館編『平家納経図録』(昭和十五年五月)に拠る。
- (2) 小林市太郎氏『大和絵史論』第二編『平家納経考証』(昭和二十一年十一月)
- (3) 陽明叢書『人車記』による。
- (4) 「右兵衛尉平朝臣重康はいたーの出現——」(『水茎』六、平成元年

三月)

- (5) 野坂元良氏編『巖島信仰事典』「平家納経」(平成十四年十一月)。猶、小松茂美氏『国宝 平家納経 全三十三巻の美と謎』の「平家納経」結縁交名(推定)一覽」(平成二十四年一月)でも同旨。
- (6) 姓と片諱の一致であるが、『除目旧例』「侍募成功任受領例」に、同じ清盛家人に、

平信康 同家人

養和元年十一月廿八日任筑後守 元前木工允進
院御折用途功

がをり、『後白河院北面歴名』「従五位下」にも、「平信康〔前筑後守〕とある。

- (7) 汲古書院刊影印。四部合戦状本(汲古書院刊影印)・『吾妻鏡』元暦元年二月五日条(新訂増補国史大系)は「」に「尉」が入る。
- (8) 『新訂 吉記 索引・解題編』(平成二十年五月)
- (9) 『平安遺文』三三七九
- (10) 吉田早苗氏校訂本による。
- (11) 『平家後抄』第二章「生虜の侍たち」・第三章「平家の侍大将」(昭和五十三年九月)
- (12) 内閣文庫本蔵紅葉山文庫本による。内閣文庫林家本・京都市歴史資料館本・山内文庫二冊本・祐徳稲荷神社中川文庫一冊・同二冊本)同(以上・電子公開) 新訂増補国史大系は傍線を「澤」とする。
- (13) 名古屋大学図書館本・大和文華館本の様に脇書がない伝本がある。以上の『古事談』諸本は電子公開による。
- (14) 『兵範記』仁安元年十月十日条(史料大成)。
- (15) 書陵部の電子公開に拠る。
- (16) 『徳禅寺文書』「沙弥盛信私領相博状案」(仁安三年十一月)で、自領の若狭遠敷郡名田と、伊予内侍領の撰津国野間庄を相博した「盛信

入道」が同人とすれば、出家は仁安三年十一月以前の出家となる。『平安遺文』三四八一に拠る。

(17) 増補史料大成による。盛康の補任は『大間成文抄』八「賞」にも見える。叙爵は保延三年正月（『中右記』、『実能記』同五日程）。盛光は『本朝世紀』康和五年十二月二十九日条に見える人物。

(18) 例へば系譜不詳ではあるが、

イ、滝口の平盛正（『大府記』 応徳三年十二月八日条）。内閣文庫蔵写本による。

ロ、式部大丞の平盛房（『本朝世紀』 康和元年正月二十三日条）。

ハ、右馬□平盛忠（『中右記』 康和五年四月八日条）。

ニ、従五位下の平盛清（『中右記』 大治四年正月六日条）。

ホ、右馬少允平盛経（『本朝世紀』 康治元年正月二十三日条）。

ヘ、「内舎人」（『本朝世紀』 康治二年十二月十五日条）、「従五位下」（『山槐記』 久寿二年十二月二十日条）の平盛遠がをり、延慶本『平家』一末「多田藏人行綱中言ノ事」で、主馬判官盛国の父とされる平権守盛遠との関係が注目される。

ト、滝口の平盛行（『兵範記』 仁安三年二月十五日条）。

チ、滝口（『兵範記』 仁安三年二月二十八日条）、内舎人（『同』 四年正月十一日条）の平盛仲。

リ、内舎人平盛貞（員）（『吉記』 仁安三年八月十二日条・『玉葉』 安元二年正月三十日条・『大間成文抄』 七「藤原兼光奏状」〔安元二年正月二十七日条〕）。

ヌ、従五位下の平盛成（『兵範記』 仁安三年十一月二十日条）。

ル、左衛門尉の平盛永（『兵範記』・『山槐記除目部類』 仁安三年十二月十三日条）。『山槐記除目部類』は増補史料大成。

ヲ、右京少進平盛光（『兵範記』 仁安四年正月十一日条）。

ワ、右馬少允の平盛広（『玉葉』 安元元年十二月八日条）。

カ、内舎人補任を申請した平盛尚（『大間成文抄』 六「平盛尚申状」〔治承元年十一月〕）。

キ、内舎人補任を申請した平盛季（『大間成文抄』 六「平盛季申状」〔治承三年十月〕）。

ク、八条二位時子侍の平盛時（『吉記』 養和元年十一月五日条）。

ケ、右兵衛尉平盛茂（『吉記』 養和元年十一月二十八日条）。

を指摘出来る。

(19) 『宮寺縁事抄』「放生会 四」。大日本古文書『石清水文書』による。

(20) 『兵範記』 仁安三年十二月十三日条（陽明叢書『人車記』）。

(21) 『山丞記』 安元二年四月二十七日条。

(22) 笠間書院の影印による。

(23) 長門本は岡山大学本（福武書店の翻刻）、『源平盛衰記』は勉誠社刊の慶長古活字本、南都異本（及び南都本）は汲古書院、屋代本は貴重古籍影印叢刊の影印による。

(24) 宗清は後白河院より伊賀国藤井庄を給与されたとある（『東大寺文書』「源俊通書状」〔治承二年六月、『平安遺文』 三三三四〕）。

(25) 『諸家系図纂』「坂東諸流綱要」の宗清脇書に、「弥平左門尉」とある（内閣本の電子公開）。以下、「坂東諸流綱要」とする。

(26) 新訂増補国史大系による。日本古典文学大系の島原本も同。

(27) 日本古典文学影印叢刊による。島原本同（電子公開）。陽明本は（なし）（陽明叢書）。

(28) 勉誠社刊『真名本曾我物語』に拠る。

(29) 幸若小八郎本（『幸若小八郎本幸若舞曲』）に拠る。同じく『鎌田』や、国会図書館蔵『しみづ物語』（『室町時代物語大成』 七）にも見える。

(30) 同書三四一頁（令和四年十月）。

